

くらしの安心情報

情報ファイル NO.256

令和5年11月10日

ネット通販で注文した化粧品が届かず、「**〇〇ペイで返金する**」と言われ、スマホを操作したが、**送金させられた...**！

相談内容

【相談者 20代 女性】

2週間前にSNSの広告から3万円の化粧品を注文し、クレジットカードで決済しました。商品が届かないため、サイト事業者にメールで問い合わせたところ、「決済アプリ（〇〇ペイ）で返金します」と言われ、指示されるままスマホを操作したところ、約15万円を「送金」してしまったことが、わかりました。どうしたらいいのでしょうか...

スマートフォンを活用したキャッシュレス決済手段 〇〇ペイなど

対処方法

ネット通販で購入した商品が届かず、サイト事業者に連絡したところ、「決済アプリを使って返金する」と言われ、スマホで返金手続きを誘導されているうちに、「返金」してもらはずが「送金」してしまった、という新手の詐欺に関する相談が最近寄せられています。

- ・相談者には、ネット通販での商品未着トラブルから発生した詐欺と思われることを伝え、警察に相談するよう助言しました。また、信販会社に対し支払い停止の抗弁書を提出するよう伝え、当該アプリには不正利用被害に伴う補償申請フォームがあることを伝えました。
- ・「〇〇ペイで返金します」と言われたら詐欺を疑い、相手の指示に従ってスマートフォン等を操作することはしないでください。

不安に思ったり、万一トラブルにあったら、一人で悩まないで、早めに市町村相談窓口や県消費生活センターにご相談ください。

〇〇ペイで返金します。
こちらのリンク先をタップしてください...



発行: くらしの安心ネットとやま (事務局: 富山県消費生活センター)

富山本所 (県東部にお住まいの方) TEL: 076 - 432 - 9233 (消費生活相談)

076 - 433 - 3252 (消費者金融・多重債務相談)

高岡支所 (県西部にお住まいの方) TEL: 0766 - 25 - 2777 (消費生活相談、消費者金融・多重債務相談)

消費者ホットライン 局番なし「188(いやや)」(お近くの相談窓口につながります。)